

『引き上げ分の地方消費税収を充てる【社会保障施策に要する経費】について』

(歳入) 引上げ分の地方消費税交付金 (社会保障財源化分) 100,570 千円

(歳出) 社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費 1,126,291 千円

(単位:千円)

区分	予算科目			令和3年度 決算額	財源内訳				
	款	項	目		特定財源			一般財源	うち地方消費 税交付金 (社会保障 財源化分)
					国・県 支出金	地方債	その他		
社会福祉	3 民生費	1. 社会福祉費	1. 社会福祉総務費 (国民健康保険、介護保険に係る費用を除く)	317,038	230,387		5,623	81,028	12,462
			2. 老人福祉費	17,799	420		4,099	13,280	2,043
		2. 児童福祉費	1. 児童福祉総務費	99,475	86,911		4,000	8,564	1,317
			2. 児童措置費	65,790	9,276		0	56,514	8,692
			3. 児童福祉施設費	36,054	0		2,092	33,962	5,223
		小 計			536,156	326,994	0	15,814	193,348
保健衛生	4 衛生費	1. 保健衛生費	1. 保健衛生総務費	59,585	0		0	59,585	9,164
			2. 予防費	63,955	46,575		4,800	12,580	1,935
			3. 母子保健費	23,986	4,384		0	19,602	3,015
			4. 健康推進費	26,050	3,173		12,845	10,032	1,543
		小 計			173,576	54,132	0	17,645	101,799
社会保険	3 民生費	1. 社会福祉費	1. 社会福祉総務費 (うち国民健康保険、介護保険に係る費用)	256,043	36,031		0	220,012	33,839
			6. 後期高齢者医療費	160,516	21,787		0	138,729	21,337
		小 計			416,559	57,818	0	0	358,741
合 計				1,126,291	438,944	0	33,459	653,888	100,570

※人件費、事務費については除外しています。

※地方消費税交付金 (社会保障財源化分) は、事業に要する一般財源の比率に応じて充当します。